

○自治事務(申請・届出等手続)

手続名	根拠規定	実施方を提示できない理由(内容)等	経由事務	備考
死産の届出	死産の届出に関する規程第4条	死産の届出には、医師、助産師の認証を必要とする死産証書(死胎検案書)を添付することになっており、電子化の方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
被保険者証の交付申請	介護保険法施行規則第26条(介護保険法第12条第3項)	現状、介護保険法施行規則第26条第2項の規定により、第2号被保険者が被保険者証を入手する際には、医療保険の被保険者証(現物)等を提示しなければならないことから、電子化の方策の検討に時間を要するため現時点で実施方策提示困難。		
被保険者証の検認、更新手続	介護保険法施行規則第28条	現状、介護保険法施行規則第28条第2項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化の方策の検討に時間を要するため現時点で実施方策提示困難。		
標準負担額の減額認定に係る申請手続	介護保険法施行規則第79条の3	現状、介護保険法施行規則第79条の3第3項の規定により、被保険者証の提示及び対面審査を要することから、電子化の方策の検討に時間を要するため現時点で実施方策提示困難。		
標準負担額の減額認定に関する特例措置の申請手続	介護保険法施行規則第79条の5	現状、介護保険法施行規則第79条の5第3項及び第4項の規定により、被保険者証の提示及び対面審査を要することから、電子化の方策の検討に時間を要するため現時点で実施方策提示困難。		
手続数合計	5			

○第一号法定受託事務(申請・届出等手続)

手続名	根拠規定	実施方を提示できない理由(内容)等	経由事務	備考
毎月勤労統計調査(特別調査事業所の申告義務)	毎月勤労統計調査規則第16条第3項(統計法)	調査員による対面審査を要するため、システム検討、整備に時間を要する。		
歯科技工士の試験の手続	歯科技工士法第12条第2項	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難である。		
保護開始の申請	生活保護法第24条第1項	①現在の生活保護制度における面接相談機能の重要な位置付け、②それを踏まえて面接相談を通じ保護の申請を行っている実態、を踏まえると、保護の申請手続をオンライン化することは、生活保護制度に大きな影響を及ぼす結果となるため困難。		
保護変更の申請	生活保護法第24条第5項(同条第1項準用)	①現在の生活保護制度における面接相談機能の重要な位置付け、②それを踏まえて面接相談を通じ保護の申請を行っている実態、を踏まえると、保護の申請手続をオンライン化することは、生活保護制度に大きな影響を及ぼす結果となるため困難。		
医療券の発給	指定医療機関医療担当規程第2条	医療券の発給手続は、医療扶助(保護)の申請に基づいて行うものであるが、①現在の生活保護制度における面接相談機能の重要な位置付け、②それを踏まえて面接相談を通じ医療扶助の申請を行ってもらい医療券を発給している実態、を踏まえると、医療券の発給手続をオンライン化することは、生活保護制度に大きな影響を及ぼす結果となるため困難。		
手続数合計	5			